

「横浜市十日市場地域ケアプラザ」重要事項説明書

- ◆ 居宅介護支援事業
- ◆ 通所介護事業
- ◆ 横浜市通所介護相当サービス
- ◆ 介護予防支援事業所

「横浜市十日市場地域ケアプラザ」 重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援事業)

1 事業者の概要

事業者名	横浜市十日市場地域ケアプラザ
所在地	横浜市緑区十日市場町825-1
事業者指定番号	1473300034号
管理者・連絡先	糸井 大理 TEL045-985-6322
業務時間外連絡先	携帯TEL080-3693-0170
サービス提供地域	(緑区)十日市場町 新治町 霧が丘 三保町 寺山町 台村町 森の台 中山 上山 いぶき野 長津田町 長津田 長津田みなみ台 西八朔町 北八朔町 小山町 青砥町 白山 (旭区)若葉台 川井本町 上川井町 川井宿町 中白根 (青葉区)しらとり台 つつじが丘 さつきが丘 梅が丘
併設サービス	通所介護 横浜市通所介護相当サービス 地域包括支援センター

2 事業者の職員体制

職種	管理者(主任介護支援専門員)	主任介護支援専門員・介護支援専門員
従事するサービスの 内容等	管理者は、業務の管理を一元的に行います。主任介護支援専門員、介護支援専門員が不在の場合は、代行します。	主任介護支援専門員ならびに介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。 管理者(主任介護支援専門員)を補佐し、担当者が不在の場合は、互いにこれを代行します。
人員	1 名 (常勤兼務)	2 名 (常勤兼務1名、常勤専従1名)

3 業務日及び業務時間

業務日	月曜日から土曜日まで ただし、祝祭日、振替休日、および12月29日から1月3日までを除きます
業務時間	午前9時から午後5時まで

4 居宅介護支援の目的

- (1) 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他便宜を提供します。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成に当たっては、複数事業所の紹介を求めることが可能であり、居宅サービス事業所を居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけた理由を求めることも可能です。

5 サービス内容

事業の内容は次のとおりとします。

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
居宅サービス計画(ケアプラン)の作成の相談については、事業者の相談室等又は利用者のご自宅において、利用者本人の身体状況及び生活環境等を勘案するとともに、利用者の意見を尊重の上、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。また、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成にあたっては、利用者宅を訪問の上、状況調査を行うものとします。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成にあたっては、利用者の身体状況を勘案し、MDS－HC方式、三団体方式、日本介護福祉士方式、日本社会福祉士方式、訪問看護振興財団方式、竹内式アセスメント方式、厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式等の手法を用いて課題の分析を行うものとします。
- (2) サービス事業者やその他のサービス提供機関等との連携・調整
居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するにあたり、サービス担当者会議を事業者の相談室等又は利用者の自宅において行い、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画(ケアプラン)の内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めます。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成にあたっては、複数事業所の紹介をし、利用者の選択において、決定します。居宅サービス計画(ケアプラン)の内容については、利用者又はその家族に対し、居宅サービス事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由も含め説明し、文書により利用者の同意を得て、利用者及び担当者に交付します。サービスの提供においては、サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又はそのご家族に提供します。また、サービス提供開始後においても、電話、訪問等により利用者及びサービス事業者との連携を継続的に行い、利用者に対する課題及び居宅サービス計画(ケアプラン)の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画(ケアプラン)の変更、居宅サービス事業者との連絡調整を行うものとします。
- (3) 当事業者のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。(別紙参照)
- (4) 医療機関との連携
入院時の医療機関との連携について、入院先医療機関へケアマネジャーの氏名、連絡先を伝えてもらうよう依頼します。また、医療サービスを利用希望若しくは利用されている際には、主治医等に居宅サービス計画(ケアプラン)を交付します。
訪問介護等、サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けた場合、利用者の服薬状況、口腔機能等モニタリングの際にケアマネジャーが把握した情報を、主治の医師、歯科医師、薬剤師へ情報提供します。
- (5) 介護保険施設の紹介とその他便宜の提供
利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合においては、介護保険施設への紹介等の便宜を提供します。
- (6) 市区町村等との連絡調整

6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援につきましては、居宅サービス計画書を作成した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常の事業実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、通常の事業実施地域を超えた所から公共交通機関を利用した旅費(実費)の負担をお願いすることがあります。なお自動車を利用した場合の交通費は次の額をお願いすることがあります。通常の事業実施地域を超えた所から、片道分を1キロメートルあたり20円。
- (3) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料については必要ありません。

7 当事業者における運営方針

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成にあたっては、複数事業所の紹介を求めることが可能であり、居宅サービス事業所を居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけた理由を求めることも可能です。
- (3) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携をはかり、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮致します。
- (5) 事業者は、介護支援専門員の資質向上のため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、感染症等に関して、研修への参加機会を計画的に確保し、業務体制を整備します。

ア 採用時研修	採用後6ヶ月以内
イ 定期研修	年1回以上
ウ 虐待防止に関する研修	年1回以上
エ 権利擁護に関する研修	年1回以上
オ 認知症ケアに関する研修	年1回以上
カ 介護予防に関する研修	年1回以上
キ 感染症に関する研修	年1回以上
- (6) 第三者評価および介護サービス情報公表制度にともなう調査の実施
指定管理者第三者評価実施時期 令和5年11月 経営創研株式会社
介護サービス情報公表制度にともなう調査の実施 年1回 評価結果の開示:有

8 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者の事故の発生、けがや体調の急変があった場合には、医師や家族や市町村への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、事故及びその事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失に寄らない時は、この限りではありません。

9 秘密保持

事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また当該事業者の従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

10 虐待防止への取り組み

事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、従業者に対する研修の実施、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備等、必要な措置を講じます。

11 事業継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を実施し取り組みます。

12 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止の会議等においてその対策を協議し、指針等の整備、研修会や訓練を実施し感染対策に努めます。

13 権利擁護・ハラスメント処理

職場におけるハラスメントや、利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに適切に対応するため必要な措置を講じます。

14 相談窓口・苦情対応

当事業者のサービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

担当者	糸井 大理
連絡先	TEL 045-985-6322 FAX 045-985-6325
その他	相談・苦情については担当者、管理者及び介護支援専門員が対応します。不在の場合でも、対応したものが「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。 また、以下の施設以外の連絡先においても苦情等の対応をいたします。 ・ はまふくコール TEL045-263-8084- ・ 横浜市緑区役所 TEL045-930-2315(高齢・障害支援課) ・ 横浜市旭区役所 TEL045-954-6061(高齢・障害支援課) ・ 横浜市青葉区役所 TEL045-978-2479(高齢・障害支援課) ・ 神奈川県国民健康保健団体連合会 TEL045-329-3447(介護保険課介護苦情相談係)

15 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 神奈川県匡済会
代表者名	理事長 三上 章彦
法人本部所在地・連絡先	横浜市泉区和泉町6181-2番地 Tel 045-803-8684
実施事業の概要	本法人は、大正7年8月米騒動の勃発がきっかけで、社団法人として横浜財界人により創設された。昭和27年社会福祉法人に組織変更され、一貫して社会福祉事業を展開し今日に至っている。 現在、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの経営。ホームレス対策としての一時宿泊所・通称どや街の相談事業・就労推進、保育事業、ケアプラザの運営を実施。 平成7年度から、高齢化の進む中で横浜市より在宅福祉の拠点としての地域ケアプラザ、老人福祉センターの事業の受託をした。
事業所数	事業者数 11ヵ所 職員数約404名(非常勤含)

【説明確認欄】 サービスの締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

横浜市十日市場地域ケアプラザ

説明者 _____

サービスの締結にあたり、重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

(利用者)氏名 _____

(立会人)氏名 _____ (利用者との関係 _____)

「横浜市十日市場地域ケアプラザ」 重 要 事 項 説 明 書

(通所介護)

1 事業所の概要

事業所名	横浜市十日市場地域ケアプラザ
所在地	横浜市緑区十日市場町825-1
事業所指定番号	神奈川県1473300034号
管理者・連絡先	福島 英昭 電話 045-985-6321
サービス実施地域	(緑区) 十日市場町、新治町、霧が丘、三保町、寺山町、台村町、 森の台、中山町、いぶき野、長津田町、長津田、長津田みなみ台、 西八朔町、北八朔町、小山町 (青葉区) しらとり台、つつじが丘、さつきが丘、梅が丘、田奈町
併設サービス	居宅介護支援事業所

(1) 事業の目的

横浜市十日市場地域ケアプラザは、居宅サービス計画に基づき、ご利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 基本理念

あらゆる人の尊厳を守り
常に人が人として
文化的生活を営めるよう
その自立に向けた支援に努める

(3) 基本方針

- ◆ 利用者の立場に立った最高の福祉サービスを提供することによって、利用者のたくさんの笑顔があふれる匡済会を創り上げる。そして「この笑顔」こそを、私たち匡済会メンバーの喜びとする。
- ◆ 「誠実で公正な行動」を信念とする匡済会であり続け、「利用者・社会の信頼」を宝とする。
- ◆ 「健全経営」に徹し、利用者・ご家族・匡済会メンバーに対し、継続的な経営という責任を果たす。
- ◆ メンバーの一人一人が、〈職務・業務〉の枠を超えて、「経営の目的」と「自分の目標」を実現していこうとする「思いと行動」にあふれる匡済会を創る。
- ◆ メンバーがお互いにその人間性を尊重することによって、活き活きと働くことができる匡済会を創る。

(4) 運営方針

- ①指定通所介護等は、利用者の要介護又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ②事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び

そのものが日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

- ④従業者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいに説明を行います。
- ⑤介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑥常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

(5) 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 管理者が不在の場合は事業責任者が代行する。	1 名（常勤兼務）
生 活 相 談 員	生活相談員は通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、日常生活を営めることができるよう、適切な機能訓練、および相談援助業務を行う。生活相談員は事業責任者を補佐し、担当者が不在の場合は、互いにこれを代行する。	3 名以上（常勤、準職員兼務）
看 護 職 員	看護職員は、各利用者の健康管理及び心身の状態の把握を行う。	3 名以上（非常勤兼務）
介 護 職 員	介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。	13 名以上（常勤、準職員兼務、非常勤専従）
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。	3 名以上（非常勤兼務）

2 営業日及び営業時間

営 業 日	営 業 時 間
営業日は、月曜日から土曜日までとなります。（但し、12月29日から1月3日までを除きます）	営業時間は、午前9時から午後5時までとなります。（但し、サービスの提供時間は午前9時45分から午後3時45分まで）

3 サービスの内容

- (1) 生活等についての相談、助言
- (2) 機能訓練
- (3) 必要な日常生活の世話
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) 入浴

4 利用料金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用者負担金の範囲内で定められた金額です。
なお利用料金は、ご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。
- (2) ご利用料金は別表をご確認下さい。
- (3) その他の費用
 - ① 食事代（おやつ代 50 円込み）・・・800 円
 - ② 通常の事業実施地域を超えてサービスを提供する場合にかかる交通費は徴収しない。
 - ③ サービス提供において日常生活に必要とされるもの

- ④ 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事に係る経費については、事前説明の上ご負担していただくことがあります。

5 秘密保持

事業所及び従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業員の雇用契約終了後も同様といたします。

6 緊急時等及び非常災害時における対応方法

- (1) 利用者に容体の变化などがあつた場合は、看護職員により必要な処置を講ずるほか、ご家族へ速やかに連絡し必要に応じて協力医療機関へ搬送します。また、関係機関や管理者に報告します。
- (2) 事業所は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備える為、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 事業者は、非常災害時に利用者(及び地域住民のために3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行います。

7 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置及び緊急受診などの必要な処置を講ずる他、ご家族に速やかに連絡いたします。必要に応じて保険者にも報告いたします。

- (2) 通所介護の実施にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失に因らない時は、この限りではありません。

8 サービスに当たっての留意事項

- (1) 事業所では飲酒、喫煙は行えません。
- (2) 事業所内では政治、宗教、布教、勧誘、営業活動は禁止となります。
- (3) 処置などに要する医療物品等を持ち込む場合は事前にお知らせ下さい。
- (4) 金銭の持ち込みは原則禁止しています。紛失された場合の責任は負いかねます。
- (5) 飲食物の持ち込みは原則禁止しています。医療、健康状態上の必要性が認められる場合の持ち込みはスタッフにお尋ね下さい。
- (6) スタッフ、利用者間での金銭・物品・飲食物などの授受は禁止しています。

9 衛生管理

事業所は食中毒及び感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症など）の発生防止に努め、必要な業務体制を整備します。

10 相談窓口・苦情対応

(1) 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045-985-6321	F A X 番 号	045-985-6325
担 当 者	福島 英昭		
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者等に引き継ぎます。また、以下の連絡先においても苦情等の対応をいたします。 ・はまふくコール 045-263-8084 ・横浜市緑区役所（高齢・障害支援課） 045-930-2315 ・横浜市青葉区役所（高齢・障害支援課） 045-978-2479 ・神奈川県 国民健康保険団体連合会（介護保険課介護苦情相談係） 045-329-3447 受付時間／午前9：00～午後5：00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）		

(2) 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、介護保険法第23条の規程により市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

(4) 事業者は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

11 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会（事故虐待防止委員会）を定期的に関催し、その結果を職員に周知する。
- ②虐待防止の為の指針を整備する。
- ③職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的の実施する。
- ④上記措置を適切に実施するために担当者を置く。

12 ハラスメント対策

事業者は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講ずるものとする。

13 第三者評価の実施状況

実施されていません。

14 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 神奈川県匡済会
代 表 者 名	理 事 長 三上 章彦
法 人 本 部 所 在 地	横浜市泉区和泉町6181-2番地 電 話 045-803-8684
実 施 事 業 の 概 要	本法人は、大正7年8月米騒動の勃発がきっかけで、社団法人として横浜財界人により創設された。昭和27年社会福祉法人に組織変更され、一貫して社会福祉事業を展開し今日に至っている。 現在、横浜市条例による、住居のない男子労働者の宿泊施設、平成6年からはホームレス対策としての一時宿泊所、通称どや街の相談事業、保育事業を実施。また低所得者対象の養護老人ホーム、寝たきり高齢者施設特別養護老人ホームを経営。平成7年度からは、高齢化の進む中で、横浜市より在宅福祉の地域拠点施設としての地域ケアプラザ、老人福祉センターの事業の受託を行う。
事 業 所 数	事業所数 11ヶ所、 職員数 約421名（非常勤職員含む）

15 その他運営についての注意事項

- （1）利用者が、自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- （2）通所介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- （3）事業の実施にあたっては、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等との綿密な連携を図り総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- （4）事業所は従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務態勢を整備します。

採用時研修：採用後6ヶ月以内

研修内容：（法人の基本理念、基本・運営方針、業務マニュアル、ハラスメント、感染症、苦情受付対応、虐待防止、認知症、事故対応・事故予防ほか）

定期研修：年1回以上（人権研修、個人情報保護に関する研修ほか）

（5）介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当事業所では第三者による調査を受けています。これらの情報は、指定情報公表センターなどのホームページでご覧いただくこともできます。

【説明確認欄】 サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

名 称 横浜市十日市場地域ケアプラザ

令和 年 月 日 説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

（利用者） 氏 名 _____

（立会人） 氏 名 _____

「横浜市十日市場地域ケアプラザ」 重 要 事 項 説 明 書

(横浜市通所介護相当サービス)

1 事業所の概要

事業所名	横浜市十日市場地域ケアプラザ
所在地	横浜市緑区十日市場町825-1
事業所指定番号	神奈川県1473300034号
管理者・連絡先	福島 英昭 電話 045-985-6321
サービス実施地域	(緑区) 十日市場町、新治町、霧が丘、三保町、寺山町、台村町、森の台、中山町、いぶき野、長津田町、長津田、長津田みなみ台、西八朔町、北八朔町、小山町 (青葉区) しらとり台、つつじが丘、さつきが丘、梅が丘、田奈町
併設サービス	居宅介護支援事業所

(1) 事業の目的

横浜市十日市場地域ケアプラザは、居宅サービス計画に基づき、ご利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 基本理念

あらゆる人の尊厳を守り
常に人が人として
文化的生活を営めるよう
その自立に向けた支援に努める

(3) 基本方針

- ◆ 利用者の立場に立った最高の福祉サービスを提供することによって、利用者のたくさんの笑顔があふれる匡済会を創り上げる。そして「この笑顔」こそを、私たち匡済会メンバーの喜びとする。
- ◆ 「誠実で公正な行動」を信念とする匡済会であり続け、「利用者・社会の信頼」を宝とする。
- ◆ 「健全経営」に徹し、利用者・ご家族・匡済会メンバーに対し、継続的な経営という責任を果たす。
- ◆ メンバーの一人一人が、〈職務・業務〉の枠を超えて、「経営の目的」と「自分の目標」を実現していこうとする「思いと行動」にあふれる匡済会を創る。
- ◆ メンバーがお互いにその人間性を尊重することによって、生き生きと働くことができる匡済会を創る。

(4) 運営方針

- ①横浜市通所介護相当サービスは、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ②事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③サービスの提供に当たっては、横浜市通所介護相当サービス計画に基づき、利用者の

機能訓練及びそのものが日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

④従業者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

⑤介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

⑥常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

(5) 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 管理者が不在の場合は事業責任者が代行する。	1 名（常勤兼務）
生 活 相 談 員	生活相談員は通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、日常生活を営めることができるよう、適切な機能訓練、および相談援助業務を行う。生活相談員は事業責任者を補佐し、担当者が不在の場合は、互いにこれを代行する。	3 名以上（常勤、準職員兼務）
看 護 職 員	看護職員は、各利用者の健康管理及び心身の状態の把握を行う。	3 名以上（非常勤兼務）
介 護 職 員	介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。	13 名以上（常勤、準職員兼務、非常勤専従）
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。	3 名以上（非常勤兼務）

2 営業日及び営業時間

営 業 日	営 業 時 間
営業日は、月曜日から土曜日までとなります。（但し、12月29日から1月3日までを除きます）	営業時間は、午前9時から午後5時までとなります。 （但し、サービスの提供時間は午前9時45分から午後3時45分まで）

3 サービスの内容

- (1) 生活等についての相談、助言
- (2) 機能訓練
- (3) 必要な日常生活の世話
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) 入浴

4 利用料金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用者負担金の範囲内で定められた金額です。
なお利用料金は、ご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。
- (2) ご利用料金は別表をご確認下さい。

(3) その他の費用

- ① 食事代（おやつ代 50 円込み）・・・800 円
- ② 通常の事業実施地域を超えてサービスを提供する場合にかかる交通費は徴収しない。
- ③ サービス提供において日常生活に必要とされるもの
- ④ 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事に係る経費については、事前説明の上ご負担していただくことがあります。

5 秘密保持

事業所及び従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業員の雇用契約終了後も同様といたします。

6 緊急時等及び非常災害時における対応方法

- (1) 利用者に容体の变化などがあった場合は、看護職員により必要な処置を講ずるほか、ご家族へ速やかに連絡し必要に応じて協力医療機関へ搬送します。また、関係機関や管理者に報告します。
- (2) 事業所は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備える為、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 事業者は、非常災害時に利用者(及び地域住民のために3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行います。

7 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置及び緊急受診などの必要な処置を講ずる他、ご家族に速やかに連絡いたします。必要に応じて保険者にも報告いたします。

- (2) 横浜市通所介護相当サービスの実施にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

8 サービスに当たっての留意事項

- (1) 事業所では飲酒、喫煙は行えません。
- (2) 事業所内では政治、宗教、布教、勧誘、営業活動は禁止となります。
- (3) 処置などに要する医療物品等を持ち込む場合は事前にお知らせ下さい。
- (4) 金銭の持ち込みは原則禁止しています。紛失された場合の責任は負いかねます。
- (5) 飲食物の持ち込みは原則禁止しています。医療、健康状態上の必要性が認められる場合の持ち込みはスタッフにお尋ね下さい。
- (6) スタッフ、利用者間での金銭・物品・飲食物などの授受は禁止しています事業所での飲酒は行えません。

9 衛生管理

事業所は食中毒及び感染症（インフルエンザ・感染性大腸炎他）の発生防止に努め、必要な業務体制を整備します。

10 相談窓口・苦情対応

(1) 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045-985-6321	F A X 番 号	045-985-6325
担 当 者	福島 英昭		
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者等に引き継ぎます。また、以下の連絡先においても苦情等の対応をいたします。 ・はまふくコール 045-263-8084 ・横浜市緑区役所（高齢・障害支援課） 045-930-2315 ・横浜市青葉区役所（高齢・障害支援課） 045-978-2479 ・神奈川県 国民健康保険団体連合会（介護保険課介護苦情相談係） 045-329-3447 受付時間／午前9：00～午後5：00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）		

(2) 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、介護保険法第23条の規程により市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

(4) 事業者は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

11 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(事故虐待防止委員会)を定期的開催し、その結果を職員に周知する。
- ②虐待防止の為に指針を整備する。
- ③職員に対し、虐待防止の為に研修を定期的実施する。
- ④上記措置を適切に実施する為に担当者を置く。

12 ハラスメント対策

事業者は適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講ずるものとする。

13 第三者評価の実施状況

実施されていません。

14 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 神奈川県匡済会
代 表 者 名	理 事 長 三上 章彦
法 人 本 部 所 在 地	横浜市泉区和泉町6181-2番地 電 話 045-803-8684
実 施 事 業 の 概 要	本法人は、大正7年8月米騒動の勃発がきっかけで、社団法人として横浜財界人により創設された。昭和27年社会福祉法人に組織変更され、一貫して社会福祉事業を展開し今日に至っている。 現在横浜市条例による、住居のない男子労働者の宿泊施設、平成6年からは、ホームレス対策としての一時宿泊所、通称どや街の相談事業、保育事業を実施。また低所得者対象の養護老人ホーム、寝たきり高齢者施設特別養護老人ホームを経営。平成7年度からは、高齢化の進む中で、横浜市より在宅福祉の地域拠点施設としての地域ケアプラザ、老人福祉センターの事業の受託を行う。
事 業 所 数	事業所数 11ヶ所、 職員数 約421名（非常勤職員含む）

15 その他運営についての注意事項

- （1）利用者が、自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- （2）横浜市通所介護相当サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- （3）事業の実施にあたっては、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等との綿密な連携を図り総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- （4）事業所は従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務態勢を整備します。

採用時研修：採用後6ヶ月以内

研修内容：（法人の基本理念、基本方針、運営方針、業務マニュアル、ハラスメント、感染症、苦情受付対応、虐待防止、認知症、事故対応・事故予防ほか）

定期研修：年1回以上

- （5）介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当事業所では第三者による調査を受けています。これらの情報は、指定情報公表センターなどのホームページでご覧いただくこともできます。

【説明確認欄】 サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

名 称 横浜市十日市場地域ケアプラザ

令和 年 月 日 説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

（利用者） 氏 名 _____

（立会人） 氏 名 _____

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	横浜市十日市場地域ケアプラザ
所在地	横浜市緑区十日市場町825-1
事業者指定番号	第1403300021号
管理者・連絡先	高村 宗太 045-985-9034
サービス提供地域	十日市場町、新治町 長津田みなみ台7丁目8番19号～27号 長津田みなみ台7丁目9番～32番

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
ケアマネジャー	2 名
看護師	1 名
社会福祉士	2 名

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日	休祭日
提供時間	9:00～17:00	9:00～17:00	休み

(注) 日曜日、休祭日、年末年始(12/29～1/3)及び、施設点検日は休みとなります。

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

5 当事業所のサービスの方針等

あらゆる人の尊厳を守り 常に人が人として
 文化的生活を営めるよう その自立に向けた支援に努める

6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 (続柄：) 住 所 連 絡 先

7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

十日市場地域ケアプラザ 地域包括支援センター (苦情担当)	電話番号 045-985-9034 fax 番号 045-985-6325 相談員 高村 宗太 対応時間 9:00~17:00
-------------------------------------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

はまふくコール	電話番号 045-263-8084 受付日 月～金(土日祝日及び12月29日～1月3日は除く) 受付時間 9:00~17:00
緑区役所 介護保険相談窓口	所在地 横浜市緑区寺山町118 電話番号 045-930-2315 fax 番号 045-930-2310 対応時間 9:00~17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 9:00~17:00

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

8 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 神奈川県匡済会
代表者名	三上 章彦
本社所在地・電話	横浜市泉区和泉町6 1 8 1 番 2 TEL : 045-803-8684
業務の概要	福祉施設事業
事業所数	1 1 施設

本法人は、大正 7 年 8 月米騒動の勃発がきっかけで、横浜財界人により社団法人として創設された。昭和 27 年社会福祉法人に組織変更され、一貫して社会福祉事業を展開し今日に至っている。現在、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ホームレス対策としての一時宿泊所・通称どや街の相談事業・就労推進、救護施設、保育事業、老人福祉センター、地域ケアプラザを運営している

9 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	神奈川県 第 号
管理者・連絡先	管理者 : 連絡先 :
サービス提供地域	